

生活保護基準引下げを違法とした令和7年6月27日最高裁判所判決を、高く評価し、国に対し早期被害回復措置及び生活保護制度の抜本的改善を求める会長声明

令和7年6月27日、最高裁判所第三小法廷(宇賀克也裁判長)は、厚生労働大臣が2013年(平成25年)8月から3回に分けて実施した生活保護費の減額処分(以下「本件処分」という。)に対し、大阪府内、愛知県内の生活保護利用者らが、その取消し等を求めた訴訟において、厚生労働大臣の裁量権の逸脱またはその濫用があったとし、その違法性を認めたとうえで、生活保護費の減額処分を取り消す判決(以下「本判決」という。)を言い渡した。

生活保護制度は、市民が直面する様々な困難を支援し、最低限の生活を保障する重要な制度であり、すべての人が人間らしく生きる権利を享受するために不可欠な制度(憲法第25条)であるところ、本件処分は社会的弱者を一層追い詰める結果を招き、市民の経済的困窮状況を深刻化させてきた。

本判決は本件処分によって影響を受けた約200万人の生活保護利用者に対し、10年以上の長きに渡り憲法第25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を下回る生活を、国の処分によって強いていたことの違法性を認めるものであり、国民の権利を擁護することを使命とする司法書士として、本判決を高く評価する。

また、本判決では認められなかった論点についても、宇賀克也裁判長が反対意見を述べており、反対意見の中で国家賠償請求に関し、精神的損害に対する賠償についても言及している点については、人権的観点から非常に重要な指摘であり、十分に検討する価値がある意見であると考えている。

本判決を受け当会は国に対し、本判決の意義を重く受け止め、生活保護制度の根幹に対する再考を促し、次の必要な被害回復措置等を直ちに講じるよう求める。

1 早期被害回復措置の実施

直接的な影響を受けた生活保護利用者に対して迅速かつ適正な支援を行い、生活保護基準の引下げによる被害を早期に回復させるための具体的な施策(立法措置を含む)を講じること

2 生活保護制度の抜本的改善

現行生活保護法第8条第1項は、生活保護基準は厚生労働大臣が定めるものとしているが、生活保護基準は、約200万人の生活保護利用者の健康で文化的な最低限度の生活を保障しているだけでなく、他の多くの制度(最低賃金、個人住民税非課税、地方税・保育料・国民健康保険料・介護保険料等の減免、就学援助制度等)に影響を及ぼす極めて重要な基準である。かかる生活保護基準が、市民の生活の実態に即したものとなるよう、徹底的な見直しを行い、支援の拡充及び制度の適正運用を実現すること

3 社会的弱者への配慮

その他、生活保護利用者をはじめ、低所得者層や境界層該当者等の社会的弱者への支援策を強化し、市民が自立しやすい社会を築くための政策を一層進めること

当会は、2009年（平成21年）に「貧困問題改善に向けた取組みを積極的に推進する会長声明」を発出し、貧困問題や、生活困窮者支援に積極的に取り組んできた。簡易宿泊所が集中している横浜市寿地区（通称「ドヤ街」）や、無料低額宿泊所や更生施設における無料相談会の開催や、年末年始の寿越冬闘争における相談会への参加、いのちと暮らしを守るなんでも相談会や全国一斉生活保護相談会の共催など、常に市民の声に耳を傾け、生活に困窮した市民の生活を総合的に再建できるよう支援を行ってきた。

2024年（令和6年）の生活保護申請件数は255,897件（速報値）であり5年連続増加、現在の方法で集計を始めた2013年（平成25年）以降の12年間で最大の件数となるなど、生活困窮者がおかれている生活状況は、ますます過酷な状況となっており、今後更なる支援策の強化が求められている。

私たち司法書士は、法的支援を通じ、国民の権利を擁護することを使命としている。今後も、生活保護制度の適正運用・改善に向けて、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指して活動していく所存である。

令和7年7月4日
神奈川県司法書士会
会長 坂根 隆志